

(介護予防)
短期入所療養介護
重要事項説明書



社会医療法人 美杉会

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えている指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、ご遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）」（予防においては「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第49号）」）の規定に基づき、指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）サービス提供契約に際して、事業者が予め説明しなければならない内容を記したものです。

1 指定短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人 美杉会
代表者氏名	理事長 佐藤 美和子
本社所在地（連絡先）	大阪府枚方市養父東町65番1号 電話番号：072-864-1811 FAX番号：072-868-3844

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（1）事業所の所在地等

事業所名称	介護老人保健施設 美杉（1998年4月1日開設） （予防は2006年4月1日開設）
介護保険指定事業所番号	2752480034
事業所所在地	大阪府枚方市西招提町2166番地
連絡先 相談担当部署	電話番号：072-866-7111 FAX番号：072-766-7110 事務室・支援相談員
通常の送迎 の実施地域	枚方市、八幡市の区域（別紙に定める通り）
利用定員	介護保険施設サービスの定員数より利用者数を差し引いた数

（2）事業の目的及び運営の方針

①事業の目的

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）事業所は要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に基づき、当事業所を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とした事業所です。

②運営方針

ア 利用者が要介護（要支援）状態となった場合においても、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減

を図るものとする。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、常に利用者の家族との連携を図る。

- イ 利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
- ウ 家庭や地域との結びつきを大切にし、地域、家庭介護に対する啓蒙、指導に努め、施設から家庭へのスムーズな移行に備える。
- エ 地域と密着した事業所の特性を生かし、在宅介護支援の拠点として地域の要請に応えるよう努める。
- オ 職員は事業所の方針を理解し、その専門性を発揮するとともに互いに協調、連携しながらその目的達成に努める。

（３）事業所の職員体制

管理者	山本 仁
-----	------

職	職 務 内 容	人 員 数
管 理 者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）を交付します。 5 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護計画）の実施状況の把握及び短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）の変更を行います。	常 勤 1 名 医師と兼務
医 師	1 利用者の健康管理や療養上の指導を行います。	1 名以上
生活相談員	1 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助などを行います。 2 それぞれの利用者について、短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	2 名以上
看護師・ 准看護師 （看護職員）	1 サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。 2 利用者の健康管理や静養のための必要な措置を行います。 3 利用者の病状が急変した場合等に、医師の指示を受けて、必要な看護を行います。	1 5 名以上
介護職員	1 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）に基づき、生活面での積極性を向上させる観点から利用者の心身に応じた日常生活上の世話を適切に行います。	3 5 名以上

機能訓練 指導員	1 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）に基づき、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練を行います。	2名以上
管理栄養士	1 適切な栄養管理を行います。	1名以上
薬剤師	1 施薬、処方、服薬指導等を行います。	1名以上
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	2名以上

※上記の職員はいずれも介護保険施設サービス従業者と兼務

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
短期入所療養介護計画の作成 介護予防短期入所療養介護計画の作成		1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）を作成します。 2 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）の内容について、利用者の同意を得たときは、短期入所療養介護計画書（介護予防短期入所療養介護計画）を利用者に交付します。 4 それぞれの利用者について、短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。 ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
食 事		利用者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の利用者の栄養状態に応じた栄養管理を行い、摂食・嚥下機能その他の利用者の身体状況に配慮した適切な食事を提供します。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	1週間に2回以上、事前に健康管理を行い、適切な方法で入浴の提供又は清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、自立支援を踏まえ、トイレ誘導や排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助等	介助が必要な利用者に対して、1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容、その他日常生活の介助を適切に行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。

機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行います。
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）従業者の禁止行為

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑤その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

【短期入所療養介護】

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1割負担	2割負担	3割負担
介護老人保健施設・短期入所療養介護費	【個室】在宅強化型	要介護1	819	8,558円	856円	1,712円	2,568円
		要介護2	893	9,331円	934円	1,867円	2,800円
		要介護3	958	10,011円	1,002円	2,003円	3,004円
		要介護4	1017	10,627円	1,063円	2,126円	3,189円
		要介護5	1074	11,223円	1,123円	2,245円	3,367円
	【多床室】在宅強化型	要介護1	902	9,425円	943円	1,885円	2,828円
		要介護2	979	10,230円	1,023円	2,046円	3,069円
		要介護3	1044	10,909円	1,091円	2,182円	3,273円
		要介護4	1102	11,515円	1,152円	2,303円	3,455円
		要介護5	1161	12,132円	1,214円	2,427円	3,640円
	【個室】基本型	要介護1	753	7,868円	787円	1,574円	2,361円
		要介護2	801	8,370円	837円	1,674円	2,511円
		要介護3	864	9,028円	903円	1,806円	2,709円
		要介護4	918	9,593円	960円	1,919円	2,878円
		要介護5	971	10,146円	1,015円	2,030円	3,044円
	【多床室】基本型	要介護1	830	8,673円	868円	1,735円	2,602円
		要介護2	880	9,196円	920円	1,840円	2,759円
		要介護3	944	9,864円	987円	1,973円	2,960円
		要介護4	997	10,418円	1,042円	2,084円	3,126円
		要介護5	1052	10,993円	1,100円	2,199円	3,298円

※ 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、上記金額の 97/100 となります。

※ 次のいずれかに該当する利用者に対しては、介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅰ）在宅強化型【多床室】若しくは基本型【多床室】を算定します。

- イ 感染症により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 療養室の面積が 8.0 m²以下の従来型個室を利用する者

- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ※ 利用者が連続して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合は、30 日を超える日以降の短期入所療養介護費は算定しません。
- ※ 身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 99/100 となります。

【介護予防短期入所療養介護】

区分・要介護度			基本単位	利用料	利用者負担額		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
介護予防短期入所療養介護費 介護老人保健施設・	【個室】在宅強化型	要支援 1	632	6,604 円	661 円	1,321 円	1,982 円
		要支援 2	778	8,130 円	813 円	1,626 円	2,439 円
	【多床室】在宅強化型	要支援 1	672	7,022 円	703 円	1,405 円	2,107 円
		要支援 2	834	8,715 円	872 円	1,743 円	2,615 円
	【個室】基本型	要支援 1	579	6,050 円	605 円	1,210 円	1,815 円
		要支援 2	726	7,586 円	759 円	1,518 円	2,276 円
	【多床室】基本型	要支援 1	613	6,405 円	641 円	1,281 円	1,922 円
		要支援 2	774	8,088 円	809 円	1,618 円	2,427 円

- ※ 次のいずれかに該当する利用者に対しては、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（Ⅰ）在宅強化型【多床室】若しくは強化型【多床室】を算定します。
- イ 感染症により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ロ 療養室の面積が 8.0 m²以下の従来型個室を利用する者
- ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者
- ※ 利用者が連続して 30 日を超えて指定介護予防短期入所療養介護を受けている場合は、30 日を超える日以降の短期入所療養介護費は算定しません。
- ※ 身体的拘束廃止に向けての取り組みとして、身体的拘束適正化の指針整備や適正化委員会の開催、定期的な職員研修の実施などを行っていない場合は、上記金額の

99/100 となります。

- ※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年 1 回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の 99/100 となります。
- ※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の 99/100 となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記(3)の基本部分に以下の料金が加算されます。

(緊急短期入所受入加算、重度療養管理加算は短期入所療養介護を利用される方を対象)

加算項目	基本 単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1 割 負担	2 割 負担	3 割 負担	
夜勤職員配置加算	24	250 円	25 円	50 円	75 円	1 日につき
個別リハビリテーション実施 加算	240	2,508 円	251 円	502 円	753 円	1 日につき
認知症行動・心理症状緊急対 応加算	200	2,090 円	209 円	418 円	627 円	1 日につき(入所後 7 日 間に限る)
緊急短期入所受入加算	90	940 円	94 円	188 円	282 円	1 日につき
若年性認知症利用者受入加算	120	1,254 円	126 円	251 円	377 円	1 日につき
重度療養管理加算	120	1,254 円	126 円	251 円	377 円	1 日につき
	60	627 円	63 円	126 円	189 円	1 日につき
在宅復帰・在宅療養支援機能 加算(Ⅰ)	51	532 円	54 円	107 円	160 円	1 日につき (基本型を算定)
在宅復帰・在宅療養支援機能 加算(Ⅱ)	51	532 円	54 円	107 円	160 円	1 日につき (在宅強化型を算定)
送迎加算	184	1,922 円	193 円	385 円	577 円	片道につき
総合医学管理加算	275	2,873 円	288 円	575 円	862 円	1 日につき(10 日を限 度)
療養食加算	8	83 円	9 円	17 円	25 円	1 回につき(1 日 3 回を限 度)
緊急時施設療養費 【緊急時治療管理】	518	5,413 円	542 円	1,083 円	1,624 円	1 日につき (1 月に 1 回、連続する 3 日を限度)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10	104 円	11 円	21 円	32 円	1 月につき
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	22	229 円	23 円	46 円	69 円	1 日につき
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数 〔※〕の 75/1000	左記の単 位数×地 域区分	左記の 1 割	左記の 2 割	左記の 3 割	・ 1 月につき ・〔※所定単位数〕 基本サービス費に各種 加算・減算を加えた総 単位数

※ 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。

※ 個別リハビリテーション実施加算は、医師、看護職員、理学療法士等が共同して利

用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該計画に基づき 20 分以上個別リハビリテーションを実施した場合に算定します。

- ※ 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、医師が認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に指定短期入所療養介護を利用することが適当であると判断した利用者に対し、サービスを提供した場合に算定します。
- ※ 緊急短期入所受入加算は、居宅サービス計画において計画的に位置づけられていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合に、7 日間を限度として算定します。
- ※ 若年性認知症利用者受入加算は、若年性認知症（40 歳から 64 歳まで）の利用者を対象に指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を行った場合に算定します。
- ※ 重度療養管理加算は、要介護 4 又は 5 の利用者であって別に厚生労働大臣が定める状態にある者に対して計画的な医学的管理を継続的に行い、療養上必要な処置を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める状態とは、次のとおりです。
 - イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
 - ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
 - ハ 中心静脈注射を実施している状態
 - ニ 人口腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
 - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
 - ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
 - ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
 - チ 気管切開が行われている状態
- ※ 在宅復帰・在宅療養支援機能加算は、厚生労働大臣が定める入所者の割合や人員基準等に適合するものとして届け出ている場合に算定します。
- ※ 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合に算定します。
- ※ 総合医学管理加算は、治療を目的として、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない短期入所療養介護を提供した場合に算定します。
- ※ 療養食加算は、疾病治療のため医師の発行する食事箋に基づき糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に算定します。
- ※ 緊急時施設療養費は、利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむをえない事情により行われる医療行為が発生した場合に算定します。
- ※ 生産性向上推進体制加算は、介護職員の処遇改善を進めることに加え、介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの導入等により、介護サービスの質を確保するとともに、職員の負担軽減に資する生産性向上の取組をしている場合に算定します。
- ※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して短期入所療養介護を行った場合に算定します。
- ※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 地域区分別の単価(5 級地 10.45 円)を含んでいます。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

4 その他の費用について

	項目	内容	利用料金
1	食 費	食材料費及び調理費 1食単位で費用の支払いを受けるものとします	1,800円/日 朝食 335円 昼食 790円 夕食 675円
2	滞 在 費	利用される居室料金	個室(1日につき) 1,680円 多床室(1日につき) 685円
3	教養娯楽費 (1日につき)	趣味活動等(書道、手芸、刺繍、園芸など)で使用する材料費	200円
4	日用生活品費 (1日につき)	日常生活に要する費用(石鹸、シャンプー、ティッシュ、フェイスタオルなど)で、施設で用意した物を使用時	200円
5	理美容代	カット シャンプー 顔(ひげ)剃り パーマ 毛染め	2,200円 700円 700円 5,720円 5,720円
6	文書料	証明書(1通) 診断書(1通) 法人内 診断書(1通) 法人外	1,100円 3,300円 5,500円

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

当施設は前月料金の合計額を下記の方法でお支払いいただきます。

(1) 口座振替の場合

前月料金の合計額の請求書を、希望される送付先に毎月20日頃に郵送し、その月の27日(金融機関休業日の場合翌営業日)に、当該合計額を指定口座より引き落としにてお支払いいただきます。領収書は口座振替を確認した後、翌月の請求書郵送の際に同封して発行します

(2) 現金支払いの場合

前月料金の合計額を15日までに受付窓口にてお支払いいただきます。その際に領収書をお渡ししますので、大切に保管して下さい。

(3) クレジットカード・デビットカードでのお支払いの場合

前月料金の合計額を15日までに受付窓口にてお支払いいただきます。その際に領収書をお渡ししますので、大切に保管して下さい。

(4) 支払い方法などの変更について

支払い方法、指定口座の変更、郵送先住所等の変更がございましたら下記までご連絡ください。

社会医療法人美杉会 総務部 事務係	電話番号：072-864-1811
----------------------	-------------------

6 サービスの提供にあたって

- サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- 利用者が要介護(要支援)認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援(介護予防支援)

が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護（要支援）認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護（要支援）認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援（介護予防支援）事業者が作成する「居宅サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「短期入所（介護予防短期入所）療養介護計画」を作成します。なお、作成した「短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）」に基づいて行います。なお、「短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 短期入所（介護予防短期入所）療養介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	施設長 ・ 山本 仁
-------------	------------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の（１）～（３）の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録をし、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば直ちに身体的拘束等を解く場合。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」とい
--------------------------	---

	う。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしませぬ。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしませぬ。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先 続柄
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 枚方市役所 健康福祉部 福祉指導監査課	所在地：枚方市大垣内町2丁目1-20 電話番号：072-841-1468（直通） FAX 番号：072-841-1322（直通） 受付時間：9：00～17：30（土日祝は休み）
---	---

【居宅介護支援事業所の窓口】 【介護予防支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員
----------------------------------	----------------------------------

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	加入保険名	日本病院会 病院賠償責任保険
	補償の概要	1 事故につき 200,000 千円
自動車保険	保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
	加入保険名	一般自動車総合保険
	補償の概要	対人・対物無制限、人身傷害 5,000 万円（1 名につき）

1 2 心身の状況の把握

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に当たっては、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 3 居宅介護事業者（介護予防支援事業者）等との連携

- （1）短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供にあたり、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- （2）サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「短期入所療養介護計画（介護予防短期入所療養介護計画）」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に速やかに送付します。
- （3）サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に送付します。

1 4 サービス提供の記録

- （1）指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から 5 年間保存します。
- （2）利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

1 5 非常災害対策

- （1）事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）	介護士長 ・ 北村 真一
--------------------	--------------

- （2）非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- （3）年に 2 回夜間及び昼間を想定した、避難、救出その他必要な訓練を行います。
- （4）（3）の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

1 6 衛生管理等

- (1) 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的の実施します。

1 7 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 8 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

1 9 サービス提供に関する相談、苦情について

利用者に安心してサービスを受けていただくため、下記の通り相談・苦情等窓口を設置し迅速かつ適切に対応できるよう体制を整えています。

(1) 事業者の窓口

利用者及び短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス事業者双方との直接の接点となることから、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービスに対する苦情に関し、その内容を十分把握するとともに関係機関と連携しながら迅速かつ適切な対応を行います。

(2) 市町村の窓口

利用者の苦情等全般に対する直接的な窓口として各関係機関と連携を図りながら、苦情処理情報の集約・調整を行います。

(3) 大阪府国民健康保険団体連合会

市町村において処理困難な苦情に対応し、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス事業者等に対し必要に応じ改善に向けた指導・助言を行います。

【事業者の窓口】	
社会医療法人美杉会 総務部部長	所在地 : 大阪府枚方市養父東町6 5 番 1 号 電話番号 : 0 7 2 - 8 6 4 - 1 8 1 1 F A X 番号 : 0 7 2 - 8 6 8 - 3 8 4 4 受付時間 : 午前 9 時から午後 5 時（土日・祝日休）
【市町村の窓口】	
枚方市役所 健康福祉部 介護認定給付課	所在地 : 大阪府枚方市大垣内町2 - 1 - 2 0 電話番号 : 0 7 2 - 8 4 1 - 1 4 6 0（直通） F A X 番号 : 0 7 2 - 8 4 4 - 0 3 1 5 受付番号 : 午前 9 時から午後 5 時 3 0 分（土日・祝日休）

【大阪府の窓口】	
大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課 施設指導グループ	所在地 : 大阪府大阪市中央区大手前2-1-22 電話番号 : 06-6944-7106 FAX番号 : 06-6944-6670 受付時間 : 午前9時から午後5時(土日・祝日休)
【公的団体の窓口】	
大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 : 大阪府大阪市中央区常盤町1-3-8 FNビル内 電話番号 : 06-6949-5418 受付時間 : 午前9時から午後5時(土日・祝日休)

20 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「枚方市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例第48号）」介護予防にあっては、「枚方市指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年枚方市条例49号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府枚方市養父東町65番1号
	法人名	社会医療法人 美杉会
	代表者名	理事長 佐藤 美和子
	事業所名	介護老人保健施設 美杉
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

代筆者	住所	
	氏名	